

文化財調査委員会

調査目録及び解題

曹洞宗文化財調査委員会

No. 379

四七四 秋田118 禅林寺(続) にかほ市院内
字城前七五(令和元年九月二日調査)

〈文書〉

102 〈何領・何寺領・何社領〉村々甘蔗作り
高砂糖作高書付 一冊

文政二年(一八一九)二月、勘定所宛。文
化一三年(一八一六)から文政元(一八一
八)年にわたる三ヵ年の甘蔗植付高ならびに
砂糖類製作高を、文政二年(一八一九)二月
に申告する内容の届書の雛形。末尾に「向々
書割候名面之儀者都而先格之通當人又者役人
家来等名面ニ而書割候トモ不苦候事」と書す
添紙有り。

103 御触写 状一通

寅年(文政元年)一〇月、卯年(文政二
年)閏四月。御触書類を写し貼り合わせる。
貼り合わせ部には割印有り。

(1) 御触

文政元年一〇月。東海道酒匂川越立人足
賃銭割増并中山道安中外四ヶ宿人馬賃銭割
増の旨。

(2) 御触

文政元年一二月二四日。達姫君様御逝去
ニ付鳴物は三日停止の旨。

(3) 御触

文政元年一二月。文化六年(一八〇九)
正月より文政元年一二月までの道中筋宿の
人馬賃銭割増につき、宿の困窮難儀により
明年正月から一〇年間、東海道は品川より

守口まで、これまで通り人馬賃銭を二割増
とし、中山道は板橋から守山まで、美濃
路・日光道中は千住から鉢石まで、幣使
道・御成通・壬生通・水戸佐倉通、甲州道
中は内藤新宿から下諏訪まで、奥州道中は
白沢から白川まで一割五分増とする旨。な
お副達として東海道小田原宿より坂ノ下宿
までの九宿については別して困窮のため、
五年にわたり更に三割増とし都合五割増、
中山道守山宿も五年にわたり更に三割五分
増とし都合五割増、奥州道中の喜連川宿は
更に三割増とし都合四割五分とする旨の申
し渡し。

(4) 御触

文政元年一二月。貨幣改鑄により取金を

引き替える旨。小判・一分判・二朱判は渡さず、二分判を無代にて引き替えること。兩替屋の名を列記す。『御触書天保集成』五九六六に所収。

(5) 御触

文政元年一二月。東海道岡部の外、三ヶ宿（浜松宿、吉田宿、土山宿）と富士川宿について人馬賃錢并に富士川船賃錢割増する旨。向こう五ヶ年五割増とする旨の奥書有り。

(6) 御触

文政二年正月。姫君御誕生し表向には披露されないが、名を永姫君様と称する旨。御祝儀に及ぼすとす内容。『御触書天保集成』八九三に所収。

(7) 御触

文政二年閏四月。一昨年文化一三年に起きた、遊女召し連れの上、江戸より越後まで御関所外山越した者の人相について詳しく書す。『御触書天保集成』六三九七に所収。

(8) 関三利達書

文政二年五月、禅林寺宛。(7)までの御触について支配下の寺院へ残らず早々に相触

れ達すべきこと。尾に関三利鑑司からの副達として永平寺五四世博容出海（一八二一寂）が文政二年閏四月二日、大運法乘禪師の勅号を賜り同月八日に御礼参内を済ませたこと。また関三利の住持、大中寺扉門透明和尚、龍穩寺縁産大固和尚、總寧寺惠帆智海和尚の名を支配下僧侶に相い触れるべきことを記す。

104 禅林寺山門材木買入覚 横帳一冊

文政三年二月

覚として当寺山門建立のための材木買入の記録。金高と売元の名を列記す。

105 山門金銭欠払覚帳 横帳一冊

文政三年二月

山門建立のための金子と名前と用途を払済と未払とに分けて列記する。

106 御触写 状一通

辰年（文政三年（一八二〇））六月（一〇）以下の御触書を巻紙に写す。後欠。

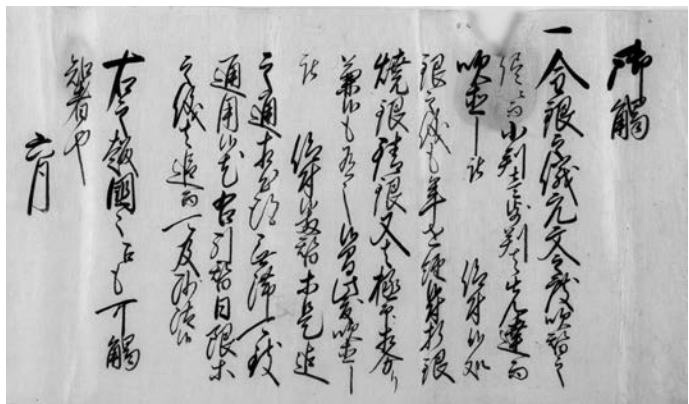
(1) 御触

文政三年六月。文政二年から铸造された文政小判に続き、文政三年五月より始まる草文丁銀（文政丁銀）の吹替えについての御書。『御触書天保集成』五九七一に所

取。

(2) 御触

文政三年七月。文政丁銀の吹替えによる引替えを同月二〇日よりはじめるにあたっ



〈文書〉106(1) 御触

て具体的に指示する内容。尾に両替屋の名を列記する。『御触書天保集成』五九七二に所収。

(3) 御触

文政三年八月。東海道筋、大井川・天竜川・安部川・富士川・相模川并に信州千曲川・犀川をはじめ、関東筋、利根川・江戸川・小見川・鬼怒川・荒川・烏川・神流川、下野国稲荷川・大谷川・竹鼻川・渡良瀬川、越後国保倉川・関川・阿賀野川・魚野川・飯田川・信濃川などの河川の国役普請につき、幕府領・私領・寺社領の石高に応じた国役金を村々より徴収する旨。本年一〇月までに御代官大原四郎右衛門、林金五郎へ案文承り、同一一月晦日までに納める旨。また寺社領については別紙帳面に相認め御勘定所へ差出すべきこと。ただし末尾に別紙案文については寺院に必要なく省略する旨の朱書き有り。

(4) 御触

文政三年八月二日。貞章院殿逝去につき、鳴物を今日より三日停止のこと。貞章院殿は伏見宮貞建親王の第六王女で、九代将軍徳川家重の次男徳川（清水）重好の内

室、貞子女王のこと。『御触書天保集成』三五七七に所収。

(5) 御触

文政三年八月。家込の場所や海手・川筋での大造りの花火流星、いわゆる打ち上げ花火を禁する。『御触書天保集成』六四四三に所収。

(6) 御触

文政三年八月。度重なる儉約令とともに、普請修復も重なることから向こう三年、借金を禁するなどいよいよ儉約すべき旨。『御触書天保集成』五九七二に所収。

(7) 御触

文政三年八月。徳川家斉（一六三八没）の二男、民之助の誕生を告知する旨。ただし表向御祝儀に及ばずとのこと。民之助はやがて松平斉善となり、越前福井藩松平斉承の養子となり家督を相続する。『御触書天保集成』九五三に所収。

(8) 御触

文政三年一〇月。東海道大磯・袋井の兩宿、困窮に付き人馬賃銭割増のこと。これまで五年にわたり五割増であった上で、引続き五年五割増とする奥書有り。

文化財調査委員会は、宗門寺院が保有する典籍、文書、絵画等の文化財の破損散逸をふせぎ、保存の処置を講ずるために、調査を行うとともに、その結果を「曹洞宗報」誌上に公表しております。

本掲載資料の中には今日の人権擁護の見地からみて、およそ容認し得ない差別思想を含んだものも存在しています。それらについては、そのつど注意書きを付しておりますが、これは宗門の歴史の実態をあきらかにするための資料としてあえて掲載するものであり、その点、十分にご理解をいただけますようお願い申し上げます。

特に「切紙」中、「部落差別」「障害者差別」「性差別」等の内容については、差別文書でありますので、当該寺院及び資料閲覧者におかれましては、人権擁護・反差別の見地に立って厳重に保管し、差別の拡散、助長にまいらせんよう重ねてお願いいたします。

（出版部）

(9) 御触

文政三年一〇月。甲州道中駒木野・小仏の両宿、困窮に付き人馬賃銭割増のこと。これまで一〇年にわたり一割五分増であったところ、本年正月より一〇年間に三割増とし都合四割五分とする奥書有り。

107 大中寺鑑司書状 状一通

巳年（文政四年へ一八二二〜カ）。途中欠か。二陳有り。羽州仁賀保禅林寺大函丈并配末諸寺院大方丈各下宛。文化二年（一八一五）二月一八日、大中寺（栃木市大平町西山田）が火災によって諸堂焼失し、更に本山輪住も重なることから伽藍造営ならびに仏具法器新調のため勸化助力を請う旨。勸化依頼の記事より年代比定。

108 御触写 状一通

午年（文政五年へ一八二三）閏正月〜九月。以下の御触書を巻紙に写す。

(1) 御触

文政五年閏正月。奥州道中氏家・大田原の両宿、困窮に付き人馬賃銭割増のこと。これまで一〇年にわたり一割五分増であったところ、本年より六ヵ年三割増とし都合四割五分とする奥書有り。

(2) 御触

文政五年三月。將軍徳川家斉（右大將様）が昇叙転任（同年二月六日、従一位・左大臣となり左近衛大將を兼任）したことにともない、「内府様」と称する旨。

(3) 御触

文政五年四月。將軍徳川家斉の子で、いづれも文政二年に生まれた永姫（二六女へ一八七五没）・直七郎（一九男、後の尾張藩主徳川斉温へ一八三九没）・徳之佐（二〇男、後の石見国浜田藩の世嗣松平斉良へ一八三九没）について、向後差上物などの取交しがあることを御三家・御三卿に告知する旨。『御触書天保集成』九七四に所収。

(4) 御触

文政五年五月、武士方の寺社町方への借金銀の返金が滞り、奉行所より差紙を遣わしても評定所に家来も差し出さない不埒の例もあり、向後は奉行所にて厳しく取扱い、不埒の輩は奉行所より老中へ申達し吟味する旨。なお本触は宝暦九年（一七五九）、天明元年（一七八二）にも既に相触ており、以後は心得違い無きよう主人より

急度申し付くべき旨。『御触書天保集成』六四八五に所収。

(5) 御触

文政五年五月。西丸にて御男子誕生なるも卯下刻逝去に付き、普請鳴物構い無きよう達する。『御触書天保集成』三六四九に所収。

(6) 御触

文政五年六月九日。道中筋の貫目改所にて宿次荷物扱を改め、御定賃銭による継立ての上、人足は貫目に応じて賃銭請け取るにあたり、払立人数が増えれば賃銭が減り、減れば人数を借りることもあるため、あくまで貫目次第たるべき旨。

(7) 御触 文政五年六月一三日

直七郎殿（將軍徳川家斉の一九男）、尾張殿（徳川斉朝へ一八五〇没）の養子となる旨。後に文政一〇年（一八二七）八月一五日、徳川斉温として家督を相続する。

(8) 御触

文政五年六月二日。將軍徳川家斉の二五女である喜代姫（一八六八没）が、姫路藩主酒井雅楽頭（忠実へ一八四八没）の養子与四郎（後の酒井忠学へ一八四四

没)に御縁組となった旨。

(9) 御触

文政五年六月二八日。將軍徳川家斉の二〇男である徳之佐(後の石見国浜田藩の世嗣松平斉良)が、上野国館林藩松平右近將監(松平斉厚)の婿養子となる旨。松平斉厚(一八三九没)は当時寺社奉行で、松平武厚と名乗っていたが同日辞任し、家斉より偏諱を受け斉厚となる。

(10) 御触

文政五年七月八日。老中土井大炊頭(利厚)卒去に付き、鳴物今八日より三日間停止のこと。

(11) 御触

文政五年七月八日。寺社奉行であった石見国浜田藩主の松平康任(一八四一没)が大坂城代に任ぜられた旨。

(12) 御触

文政五年七月二日。寺社奉行に駿河田中藩主の本多豊前守(正意、一八二九没)が任ぜられた旨。

(13) 御触

文政五年七月一七日。寺社奉行に遠江国掛川藩主の太田摂津守(資始、一八六七

没)が任ぜられた旨。

(14) 御触

文政五年七月。安芸・周防・長門など一三カ国で作られた菜種を、向後大坂表へ積廻すことを差し止め、摂州兵庫津へ新規引き受けさせる旨。『御触書天保集成』六一三〇に所収。

(15) 御触

文政五年七月。水油が高値にて難儀に付き、先年の御触の通り、手作手絞以外の他の絞種を買い受けたり、余剰分を大坂油問屋に廻して勝手に売りさばくことを禁ずる旨。御代官、領主、地頭より触れるべきこと。『御触書天保集成』六一三一に所収。

(16) 御触

文政五年九月。水油の手作手絞の余剰分を大坂油問屋に廻すことについて、前項の通り七月時点で禁したが、このたびは大坂油問屋に廻すべきこと。『御触書天保集成』六一三二に所収。

(17) 御触

文政五年八月。越後国保倉川、関川、阿賀野川、魚野川、飯田川、信濃川通の普請入用の国役百石に付き、銀二八匁七分ずつ

掛かる所、一〇分の一は公儀御取替金とする旨告知し、一〇月中までに代官平岩左

膳、野田斧吉まで案文承合せ一月晦日まで

に納むべきこと。また寺社領については

別紙帳面に相認め御勘定所へ差出すべきこ

と。ただし末尾に別紙案文については寺院

に必要なく省略する旨の朱書き有り。

(18) 御触

文政五年八月。將軍徳川家斉の二四男の誕生を伝え、松平富八郎と称する旨。御祝儀等申し上ぐるに及ばずとのこと。『御触書天保集成』九八一に所収。

(19) 御触

文政五年八月。関八州研屋触頭である佐柄木彌太郎の配下で出方不行届の故、心得違いにより出仕しないものがある。必ずや出仕の上同人の差図を受けるべきこと。末尾に九月三日付で判列に同年老中に就任した松平和泉守(乗寛、一八三九没)が加

わる旨の奥書有り。『御触書天保集成』六

四三三に所収。

(20) 御触

文政五年九月。水油の手作手絞の余剰分を大坂油問屋に相廻すべきとした同年七月

の御触と同様であること。(16)項と同。『御触書天保集成』六四三二に所収。

(2) 御触

文政五年九月。中山道長窪宿、困窮に付き人馬賃銭割増のこと。これまで一〇年にわたり一割五分増であったところ、本年九月より六ヶ年三割増とし都合四割五分とする奥書有り。

(2) 関三利達書

文政五年一月。関三利の署名押印にて禅林寺宛の奥書有り、(2)項までの公儀御触を支配下寺院へ相触れるべき旨。更に関三箇寺鑑司による副達有り、永平寺五世縁産大因(一八二五寂)が天臨高長禪師の勅号を蒙り御礼参が済んだ旨、関三利の各寺住職名を記して支配下寺院に申達すべき旨。

109 永平寺瑞世請疏 状一通

文政六年(一八二三)三月十九日、見住大因より蔵昌寺天明和尚宛。天明は蔵昌寺(由利本荘市土倉字名高下)一五世で当寺三四世の天明智眼(一八七九寂)。

110 仁孝天皇繪旨 状一通

文政六年三月二八日、権右中弁より蔵昌寺

天明和尚禪室宛。権右中弁は清閑寺共福(一八三九没)。前項109の瑞世にともなうもの。

111 関寺御触掟条々 一冊

元禄七年(一六九四)八月一六日、文政六年五月

112 龍穩寺・總寧寺鑑司達 状一通

文政七年(一八二四)六月、羽州仁賀保禅林寺宛。本年、能州本山惣持寺開祖国師五百回遠忌に相当するも、先年の大中寺の回縁後、諸寺院格別の勅力により本堂再建のところ、文化一四年(一八一七)六月七日、後山崩れ本堂再建が失墜したことをうけ、諸堂含めて再建の金子は七八割は納められるも出化による免除もあり、物持寺遠忌勅化も重なり難渋を来すことから、遠忌執行の延引を願う旨。

113 当寺廿九世^家台州隱居和尚香奠謝誼請払帳 横帳一冊

仏門洞宗記 文政七年九月四日

当寺二九世臺州書橋(一八二四寂)の本葬について香奠及び入用の記録。また本葬当日及び前日の献立を詳細に記録し更に謝誼・遺物の覚書。洞宗は同三二世(一八六三寂)。

114 年忍以書付奉歎願候(控) 状一通

文政七年一〇月、羽州由利郡院内村禅林寺嗣元より関御三箇寺御役者中宛。嗣元は当寺三二世嗣元白胤(一八二七寂)。地頭役所より奥羽両国の文化一一年(一八一四)から一〇年間の首座職を勤めた僧侶、衆寮寺院、法幢師等を告達するにあたり、拙寺について心得違があり、平沢村龍雲寺、大砂川村龍泉寺について結制興行などの面において触達や掟を守るべきことを踏まえ容認を願う旨。

115 禅林寺役寮廻状 状一通

西年(文政八年)一八二五八月一日、禅林寺役寮より龍雲寺外一〇ヶ寺宛。「台州和尚一周忌、徹宗和尚七回忌」を告知する。台州は当寺二九世臺州書橋(一八二四寂)、徹宗は当寺三〇世鉄宗智牛(一八一九寂)。

116 〇達 一冊

文政八年 禅林寺役寮より〇下諸寺院宛。上部欠のため内容不詳ながら何らかの御祝賀上納について各寺院の金額ならびに押印がある。

117 御触写 状一通

(1) 御触 以下の御触書を巻紙に写す。

文政八年七月。恒之丞殿、千三郎殿、松菊殿について向後は差上物を取り交わすことを認める旨、御三家御三卿その他に達せらるべきこと。恒之丞は將軍徳川家斉の二一男で後の紀州藩主徳川斉彊（一八四九没）。千三郎は徳川家斉の二二男で後の福井藩主松平斉善（一八三八没）。松菊殿は徳川家斉の二三男で後の徳島藩主蜂須賀斉裕（一八六八没）。『御触書天保集成』一〇〇〇に所収。

(2) 御触

文政八年八月。一橋一位殿、宣下に付き向後は一橋儀同殿と称すべきこと。御三卿一橋家の徳川治済（一八二七没）が准大臣宣下に付き唐名の「儀同」と称する旨。徳川治済は將軍徳川家斉の実父。『御触書天保集成』一〇〇一に所収。

(3) 御触

文政八年八月。葵紋所について明和五（一七六八）年に御三家の菩提寺で寄附された物以外には使用を厳しく禁じながらも、猥りに用いる事例があり寛政年間に厳しく禁じたように、今般も葵紋所を寄附物以外の提灯に附けることを禁じ、向後用い

た場合には本寺、触頭等も沙汰に及ぶとのこと、配下寺院に申し渡すべき旨。

(4) 御触

文政八年九月。一昨年より触出したる東海道筋大井川、天龍川、安倍川、富士川、相模川並びに信州千曲川、犀川通、及び関東筋、利根川・江戸川・小見川・鬼怒川・荒川・烏川・神流川、下野国稻荷川・大谷川・竹鼻川・渡良瀬川、越後国保倉川・関川・阿賀野川・魚野川・飯田川・信濃川通の河川の国役普請につき、百石に付き銀二九匁九分ずつ掛かることを記し、幕府領・私領・社領の石高に応じた国役金を村々より徴収する旨。当年閏一〇月までに御代官傳田帶刀、□本兵太郎方へ案文承け合わせ、同一月晦日までに納むべき旨。また社社領については別紙帳面に相認め御勘定所へ差出すべきこと。ただし末尾に別紙案文については寺院に必要なく省略する旨の朱書き有り。

(5) 御触

文政八年一〇月。田安殿御簾中逝去に付き、鳴物今日より三日間停止のこと。田安家御簾中は御三卿田安家徳川斉匡（一八四

八没）の室で、閑院宮美仁親王の第一王女裕宮貞子女王（一八二五没）。『御触書天保集成』三六八四に所収。

(6) 御触

文政八年一〇月。東海道大磯宿、袋井宿、困窮に付き人馬賃銭割増のこと。これまで五年にわたり五割増であったところ、本年一〇月より五ヶ年これまで通り五割増とする奥書有り。

(7) 御触

文政八年一二月。諸国酒造について、休株の者その他生業としていない者の酒造を認めていた、文化三年（一八〇六）の御触を撤回して禁する旨。『御触書天保集成』六一一に所収。

(8) 御触

文政九年（一八二六）二月一日。米姫君について向後は御本丸御子様片と同様に差上物を取り交わすことを認める旨、御三家御三卿その他に達せらるべきこと。米姫君は徳川家斉の次男の徳川家慶の四女米姫（一八二九没）。『御触書天保集成』一〇一五に所収。

(9) 御触

文政九年二月。古金銀通用について本年三月より停止のところ引替残がありまた遠国渡海の通路不自由の場所での引替残があることから来年正月まで古金銀通用し、二月以降停止すべきこと。『御触書天保集成』五九八八に所収。

(10) 御触

文政九年二月。西丸姫君様、御男子様御誕生の処、御弘はされず、御名を威姫君、松平春之丞様と称するとし、表向御祝儀等に及ばずとの旨。威姫は徳川家慶の五女威姫、松平春之丞は六男（一八二七没）。『御触書天保集成』一〇一六に所収。

(11) 御触

文政九年三月。松平民部大輔卒去にともない公方様定式の御忌に服し、内府様は定式半減の御忌に服すとのこと。松平民部大輔は徳川家斉の一三男で因幡国鳥取藩の世嗣となるも若くして死去した池田斉衆（一八二七没）。『御触書天保集成』三七〇三に所収。

(12) 御触

文政九年三月。中山道河渡宿、困窮に付き人馬賃銭割増のこと。これまで一〇年に

わたり四割増であったところ、本年三月より五ヵ年これまで通り四割増とする奥書有り。

(13) 御触

文政九年三月。東海道掛川宿、困窮に付き人馬賃銭割増のこと。これまで五年にわたり五割増であったところ、本年三月より五ヵ年これまで通り五割増とする奥書有り。

(14) 御触 文政九年三月

西丸姫君御誕生の処、御弘はされず、御名を暉姫君と称するとし、表向御祝儀等に及ばずとの旨。暉姫は徳川家慶の六女暉姫（一八四〇没）。御三卿の田安家徳川慶頼と婚約するも若くして死去する。『御触書天保集成』一〇一八に所収。

(15) 御触

文政九年七月八日。能登守卒去に付き、今八日より鳴物一〇日間停止の旨。能登守は美濃国岩村藩主松平乗保で、当時西丸老中在職中。

(16) 御触

文政九年七月十六日。威姫君様御病の処、御養生叶わず逝去の旨。御機嫌伺に及



禪の風

50号

特集は「鬼——一切衆生と仏道を成ぜん」。近年ブームを起こした鬼。日本民俗に深く根付き、今なおエンターテインメント文化にまで影響を与える「鬼」とは何か？ 様々な資料を基に考察する。また、作家の京極夏彦氏のインタビューを掲載。妖怪作家として知られる氏が語る「鬼」の姿とは。

A4判変型 税込 1,320円
20部以上1割引 100部以上2割引

ご注文は曹洞宗ブックセンターへ 0120-498-971

ばず、普請鳴物も構い無きの旨。威姫君は前項の徳川家慶の五女。『御触書天保集成』三七一〇に所収。

(17) 関三利達書

八月二〇日。以上の御触を支配下寺院に残らず達すべきこと。関三利の印あるも大寺は印無く「就故障無加印」とある。

118 「御触写」 状一通

以下の御触書を巻紙に写す。分断しており前後欠。

(1) 御触

文政九年一二月。東海道関宿および奥州道中氏家宿、大田原宿につき人馬賃銭割増のこと。前欠。関宿についてはこれまで五年にわたり五割増であったところ来年三月より五ヵ年これまで通り五割増とし、氏家宿、大田原宿についてはこれまで五年にわたり四割五分増であったところ向後五ヵ年これまで通り四割五分増とする奥書有り。

(2) 御触

文政九年一二月。奥州道中佐久山宿、越堀宿、茅野宿につき、人馬賃銭割増のこと。これまで五年にわたり四割五分増であったところ向後五ヵ年これまで通り四割

五分増とする奥書有り。

(3) 御触

文政九年一二月。奥州道中鬼怒川宿の渡船賃銭三割増とのこと。

(4) 御触

文政一〇年（一八二七）二月。一橋儀同殿薨去に付き、今日より普請は七日間、鳴物は一四日間停止のこと。一橋儀同は御三卿一橋家の徳川治済。『御触書天保集成』三七一六に所収。

(5) 御触

文政一〇年三月。諸国酒造について、文化三年（一八〇六）以降、休株の者その他生業としていない者の酒造を認めていた御触を一昨年文化八年二月に撤回して禁じたことを、このたび以前の通り許容する旨。『御触書天保集成』六一六二に所収。

(6) 御触

文政一〇年六月。式部卿殿逝去に付き、今日より普請は三日間、鳴物は七日間停止のこと。式部卿は御三卿清水家当主で、徳川家斉の二男の徳川斉明（一八二七没）。『御触書天保集成』三七四〇に所収。

(7) 御触

文政一〇年閏六月三日。松菊殿、松平阿波守養子となる旨。松菊は徳川家斉の二男で後に阿波国徳島藩主となる蜂須賀斉裕（一八六八没）。

(8) 御触

文政一〇年六月五日。紀五郎殿、周丸殿につき御台様御養となる旨。紀五郎は徳川家斉の二五男で後に武蔵国川越藩の世嗣となる松平斉省（一八四一没）、周丸は徳川家斉の二六男で後に播磨国明石藩主となる松平斉宣（一八四四没）。『御触書天保集成』一〇三五に所収。

(9) 御触

文政一〇年閏六月。日光道中栗橋宿房川渡船役、困窮に付き人馬渡船賃銭割増とのこと。向後五ヵ年にわたり三割増とする奥書有り。断簡。

119 「御触写」 状一通（断簡）

文政九年一二月。古金銀を明年二月より通用停止のこと。古二朱判も近々通用停止とし、また古金銀の通用停止以後も通用させたり貯置して引替えないことを禁する旨。『御触書天保集成』五九八九に所収。前欠。



〈文書〉122 奉願口上書之事

120 副達 状一通
 文政一〇年八月 関三箇寺鑑司より。永平寺五六世無庵雲居禅師（一八二七寂）の御隠居（三月二八日）にともない、後席を總寧寺の（載庵）禹隣和尚とし、また總寧寺の後席を武蔵国本庄宿の安養院（三〇世）壽山（智鶴）和尚（一八二九寂）とすることを支配下寺院に相触れるべき旨。

121 添達 状一通（前欠か）

文政一一年（一八二八）正月六日、禅林寺役寮より六カ寺宛。関三利よりの御触の箇条について各寺院に納得し請印を求める旨。

122 奉願口上書之事 状一通

文政一一年三月一四日、秀泉寺義峰外三名より御本山御役寮衆中。当寺末の秀泉寺（にかほ市畑字石畑）の一五世太岳義峰（一八三五寂）より、病氣により寺役勤め難く隠居を願う旨。後席については嗣法の弟子太観長老とする旨、檀中示談の上承知のこと。太観は同寺一六世佛眼太観（一八五一寂）。

123 「御触写」 状一通

以下の御触を巻紙に写す。

(1) 御触

文政一一年（一八二八）三月。中山道熊谷宿、源谷宿、本庄宿、新町宿、倉賀野宿、高崎宿、美濃路墨俣宿、大垣宿、奥州道中鍋掛宿、困窮に付き人馬賃銭割増のこと。いずれもそれぞれこれまで五年にわたり四割五分増であったところ向後五年についても引続き四割五分増とする旨の奥書有り。

(2) 御触

文政一一年三月。東海道平塚宿、白須賀

宿、岡崎宿、知鯉鮒宿、鳴海宿、庄野宿、龜山宿、水口宿、石部宿、草津宿と桑名宿、困窮に付き人馬賃銭割増のこと。いずれもそれぞれこれまで五年にわたり五割増であったところ向後五年についても引続き五割増とする旨の奥書有り。

(3) 御触

文政一一年四月四日。若君様、大納言任官にあたり大納言様、御台様、御簾中様と称すべき旨。若君様は將軍徳川家慶四男で、後に徳川家定として將軍となる徳川家祥（一八五八没）。御簾中（正室）は鷹司任子（一八四八）。『御触書天保集成』二六六に所収。

(4) 御触

文政一一年六月。中山道和田宿、塩尻宿、福崎宿、上松宿、須原宿、野尻宿、妻籠宿、馬籠宿、中津川宿、大井宿、太田宿、鶴沼宿、困窮に付き人馬賃銭割増のこと。いずれもそれぞれこれまで五年にわたり四割五分増であったところ向後五年についても引続き四割五分増とする旨の奥書有り。

(5) 御触

文政一一年七月。二朱判吹直に付き、来年二月まで古二朱判と新二朱判とを通用させる旨、以後は通用停止となるため引替えすべきこと。『御触書天保集成』五九九〇に所収。

(6) 御触 文政一一年七月

中山道下諏訪宿、赤坂宿、困窮に付き人馬賃銭割増のこと。いづれもそれぞれこれまで五年にわたり四割五分増であったところ向後五年についても引続き四割五分増とする旨の奥書有り。

(7) 御触

文政一一年八月。大沼山稲荷本社末社その他の御祈禱所の修復のため、出羽一国の勸化を求める旨。多少によらず御代官、領主、地頭より申し渡すべきこと。『御触書天保集成』四五〇二に所収。

(8) 御触

文政一一年八月一六日。歎喜院様薨去に付き、鳴物三日間停止のこと。歎喜院とは、邦頼親王の第二王子で輪王寺門跡、天台座主の公澄入道親王（一八二八没）。

(9) 『御触書天保集成』三八三二に所収。御触

文政一一年九月。古金銀を新金銀に引替残多きに付き、程無く古金銀二朱判など引替えるべき旨。『御触書天保集成』五九九一に所収。

(10) 御触

文政一一年九月。昨年より触出したる東海道筋大井川、天龍川、安倍川、富士川、相模川並びに信州千曲川、犀川通、及び関東筋、利根川・江戸川・小見川・鬼怒川・荒川・烏川・神流川、下野国稲荷川・大谷川・竹鼻川・渡良瀬川、越後国保倉川・関川・阿賀野川・魚野川・飯田川・信濃川通の河川の国役普請につき、百石に付き銀二九匁九分ずつ掛かることを記し、幕府領・私領・寺社領の石高に応じた国役金を村々より徴収する旨。当年一〇月までに御代官野田斧吉、井上五郎左衛門方へ案文承け合わせ、同一月晦日までに納むべき旨。また寺社領については別紙帳面に相認め御勘定所へ差出すべきこと。ただし末尾に別紙案文については寺院に必要なく省略する旨の朱書き有り。

(11) 御触

文政一一年一二月。西丸御男子御生誕な

るも思召に付き、御弘めされず、御名を松平悦五郎と称し、表向御祝儀等に及ばずとの旨。松平悦五郎は徳川家慶の七男であるが翌年夭折する。『御触書天保集成』一〇六〇に所収。

(12) 御触

文政一一年一〇月二二日。駿河守卒去に付き、鳴物今より三日間停止のこと。駿河守は、大和高取藩主で老中格の植村家長（一八二八没）。『御触書天保集成』三八三二に所収。

(13) 御触

文政一一年一〇月二五日。若年寄堀大和守に仰せ付けらる旨。堀大和守は、信濃飯田藩主の堀親斎（一八四九没）。

(14) 御触

文政一一年一二月一日。寺社奉行土屋相模守に仰せ付けらる旨。土屋相模守は常陸土浦藩主の土屋彦直（一八四七没）。

(15) 御触

文政一一年一二月二日。水野越前守、内府様（徳川家慶）附の加判之列（西丸中）とし太田摂津守を大坂御城代に仰せ付けらる旨。水野越前守は遠江国浜松藩主の

水野忠邦（一八五一没）。太田摂津守は遠江国掛川藩主の太田資始（一八六七没）。

(16) 御触

文政一一年一月。二歩判金、世上通用不足のため吹替するにあたり、これまでの二歩判金は金座極印の文の字を真字から草字に直す旨。『御触書天保集成』五九九二に所収。

(17) 御触

文政一一年一月。中山道安中宿、贄川宿、宮越宿、三留野宿、武佐宿、奥州道中白沢宿、甲州道中鶴川宿、野田尻宿、犬目宿、東海道岡部宿、濱松宿、吉田宿、大山宿、東海道富士川、甲州道中鶴川の各宿場、川場に付き人馬賃錢及び川越賃錢割増のこと。割増のこと。中山道、奥州道中、甲州道中についてはこれまで五年にわたって四割五分増であったところ向後五年についても引続き四割五分増とする旨、東海道の各宿及び富士川については五割増、甲州道中鶴川については三割増とする奥書有り。

(18) 御触

文政一一年一月。近年引続きの御儉約にともない、来年より五カ年にわたって儉

約を求める旨。『御触書天保集成』五九二五に所収。

(19) 関三利達書

文政一一年一月。以上の御触を支配下寺院に残らず達すべきこと。

124 拙寺并配下諸院人別改証文下書 一冊

文政一一年

当寺支配下寺院の人別改証文における寺内の人数等を記している。一部破損部が大きく判読不明。

125 御触写 状一通

以下の御触を巻紙に写す。

(1) 御触

文政一一年二月二日。寺社奉行、松平丹波守に仰せ付けらる旨。松平丹波守は、信濃松本藩主松平光年（一八三七没）。

(2) 御触

文政一一年二月。古二朱判の通用について、来年三月以降通用停止となるので、停止以後は通用を禁する旨。また二朱判引替について引替所までの持送費用として、二百両以上は百両に付き銀一匁とすることなどを詳しく規定する。『御触書天保集

成』五九九三に所収。

(3) 御触

文政一一年二月。文政二年より都合一年間、困窮難儀に付き道中筋宿の人馬賃錢、川場渡海賃錢を割増としてきたことについて東海道は品川宿から守口宿まで、今後一〇年間も引続き二割増、中山道は板橋宿から守山、彦根まで、日光道中は千住から鉢石まで、例幣使の通る壬生通、水戸佐倉通、甲州道中は内藤新宿より下諏訪まで、奥州道中は白沢から白川まで一割五分増とする旨。ただし、東海道の小田原、箱根、三嶋、蒲原、日坂、二川、藤川、石薬師、坂之下、中山道の守山、奥州道中の喜連川の各宿については五カ年更に三割増とし都合五割増とすること。

(4) 御触

文政一一年二月。諸国酒造について、文化三年以降、休株の者、就業していない者にも許してきたが再来年より休株の者、就業していない者の酒造を禁する旨。『御触書天保集成』六一六三に所収。

(5) 御触

文政一二年（一八二九）三月五日。米姫

君様御逝去に付き、今日より鳴物三日間停止のこと。米姫君とは、將軍徳川家慶の四女米姫（一八二九没）。

(6) 御触

文政一二年四月。文化九年（一八一二）雇主に對し危害を加えて逃走した者に人相書を達したが、今月一五日、被害者の忤が逃走した者を父の敵として討ち果たした旨。『御触書天保集成』六四〇七に所収。

(7) 御触

文政一二年六月八日。徳川太眞殿逝去に付き、普請は今日一日、鳴物は七日間停止のこと。徳川太眞とは御三家紀伊和歌山藩主の徳川重倫（一八二九没）。『御触書天保集成』三九三三に所収。

(8) 御触

文政一二年六月。南鐮上銀の一朱判を新鑄するにあたり、一朱銀一六枚で一兩として通用すること。『御触書天保集成』五九九四に所収。

(9) 御触

文政一二年六月。中山道洗馬宿、本山宿について困窮に付き、人馬賃錢割増のこと。当年正月今後一〇年にわたり一割五分

増としていたところ、当年七月より一〇年三割増とし都合四割五分とする旨。

(10) 御触

文政一二年七月。南鐮上銀の一朱判を来る一〇日より通用するにあたり、取替えるべき旨。『御触書天保集成』五九九六に所収。

(11) 御触

文政一二年七月。東海道吉原宿について困窮に付き、人馬賃錢割増のこと。これまで五カ年にわたり五割増しであったところ、今後五カ年にわたり五割増とする旨。

(12) 御触

文政一二年七月。二分判金（文政二分判金）の吹増にあたり、金座極印の文の字を草字に直して以前のものと通用させたとこの紛らわしいこともあることから、これまでの真字の文の字の極印の二歩判金を所持するものは、新たな二分判金に引替えるべきこと。『御触書天保集成』五九九七に所収。

(13) 御触

文政一二年七月。西丸御男子御生誕なる

も思召に付き、御弘めされず、御名を松平直丸と称し、表向御祝儀等に及ばずとの旨。松平直丸は徳川家慶の八男であるが翌年夭折する。『御触書天保集成』一〇七二に所収。

(14) 御触

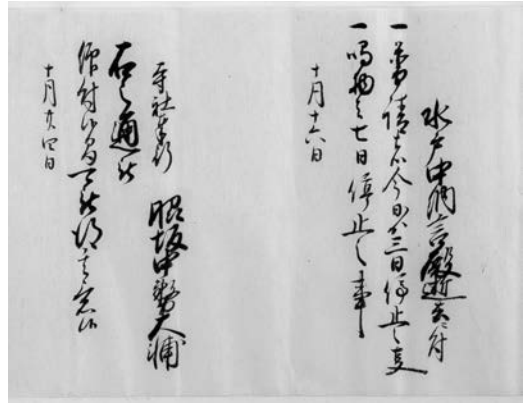
文政一二年八月。美濃路萩原宿、困窮に付き、人馬賃錢割増のこと。これまで五カ年一割五分増であったところ今後三割増とし都合四割五分増とする旨の奥書有り。

(15) 御触

文政一二年九月二〇日。御簾中様御実母去る八日死去に付き、今日より五〇日一三カ月御忌に服す旨。御簾中様は將軍徳川家慶の正室である築宮喬子女王（淨觀院）（一八四〇没）であり、その実母は有栖川宮織仁親王の側室の高木敦子（常信院）。『御触書天保集成』三九三五に所収。

(16) 御触

文政一二年九月。東海道舞坂宿、新居宿、日光道中字都宮宿、困窮に付き、人馬賃錢並びに渡船賃錢割増のこと。これまで五カ年にわたり五割増であったところ今後



〈文書〉 125 (18)御触・(19)御触

五年もこれまで通り五割増とする旨の奥書有り。

(17) 御触
 文政一二年九月。昨年より触出したる東海道筋大井川、天龍川、安倍川、富士川、相模川並びに信州千曲川、犀川通、及び関東筋、利根川・江戸川・小見川・鬼怒川・荒川・烏川・神流川、下野国稻荷川・大谷川・竹鼻川・渡良瀬川、越後国保倉川・関

川・阿賀野川・魚野川・飯田川・信濃川通の河川の国役普請につき、百石に付き銀二十九匁九分ずつ掛かることを記し、幕府領・私領・寺社領の石高に応じた国役金を村々より徴収する旨。当年一〇月までに御代官野田斧吉、井上五郎左衛門方へ案文承け合わせ、同一月晦日までに納むべき旨。また寺社領については別紙帳面に相認め御勘定所へ差出すべきこと。ただし末尾に別紙案文については寺院に必要なく省略する旨の朱書き有り。

(18) 御触
 文政一二年一〇月一六日。水戸中納言殿逝去に付き、今日より普請三日間停止、鳴物は七日間停止のこと。水戸中納言は御三家水戸藩主徳川斉脩（一八二九没）。『御触書天保集成』三九三八に所収。

(19) 御触
 文政一二年一〇月二四日。寺社奉行に脇坂中務大輔を仰せ付けらる旨。脇坂中務大輔は播磨国龍野藩主の脇坂安童（一八四一没）。

(20) 関三利達書
 文政一二年一月。禅林寺宛。関三利の



〈文書〉 125 (20) 御触 (右側)

連印にて右公儀よりの御触を支配下寺院に残らず相触れるべき旨。

(21) 副達

文政一二年十一月。関三箇寺鑑司より。

總寧寺壽山和尚御遷化に付き、後席に当月より武州柚木永林寺瑞天和尚となる旨。

壽山和尚は總寧寺四四世の壽山智鶴（一八二九寂）で、瑞天和尚は東京都八王子市下柚木の永林寺二六世で總寧寺四五世となる瑞天恵明（一八三八寂）となった旨、支配下寺院に相触れるべきこと。

126 奉指上誤一札之事 状一通

天保四年（一八三三）正月、龍雲寺大道外二名より禅林寺御役寮宛。当寺末寺の龍雲寺に越後新潟一向宗の源光寺登龍なるものが御届無く門札を出したことを訴える旨。大道はにかほ市平沢字上町の龍雲寺一七世崇本大道（一八三四寂）。

127 「差上申寺例証文之事」 状一通（断簡）

天保四年七月。小砂川村雲昌寺宗岳外より。前後欠のため、内容不詳なるも、寺中の博奕を禁じたり、実母姉妹などの女人を寺内に留め置くことをしないことなどを列挙

し、公法宗法を堅く守って異風異業をしないこと証する。宗岳はにかほ市象潟町小砂川字砂畑の雲昌寺一七世魯黙秀岳（一八七六寂）か。

128 奉願上口上之覽 状一通

天保五年（一八三四）四月、祥雲寺泰英外二名より御本山禅林寺御役寮宛。大泉寺隠居に付き、後席に就くため移転を願う旨。泰英は由利本荘市矢島町城内字田屋ノ下の祥雲寺二〇世雄軍泰英（一八三九寂）。同寺は当寺末。

129 廻達 一冊

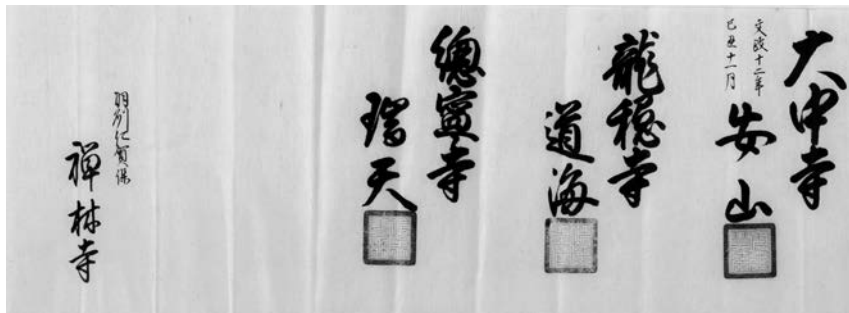
未年（天保六年へ一八三五）カ）閏七月、禅林寺役寮より。大中寺晋山にあたっての祝儀割出について金高と各寺号による請印を認める。

130 「御触写」 状一通（前欠）

以下の御触を巻紙に写す。

(1) 御触

天保六年（一八三五）一二月二三日。御大老職、井伊掃部頭に仰せつけらる旨。井伊掃部頭は近江国彦根藩主井伊直亮（一八五〇没）。
(2) 御触



同右（左側）

天保七年（一八三六）正月。国絵図を改めるにあたり御代官に調方仰せ付けらる旨。

(3) 御触

天保七年二月一六日。西丸御老中格・侍従に脇坂中務大輔、仰せ付けらる旨。脇坂中務大輔は播磨国龍野藩主の脇坂安董（一八四一没）。

(4) 御触

天保七年二月二六日。寺社奉行、牧野備前守に仰せつけらる旨。牧野備前守は越後国長岡藩主の牧野忠雅（一八五八没）。

(5) 御触

天保七年二月。中山道河渡宿、困窮に付き人馬賃銭割増のこと。これまで五カ年にわたり四割五分割増のところ向後五カ年もこれまで通り四割五分増とする旨の奥書有り。

(6) 御触

天保七年二月。東海道掛川宿、困窮に付き人馬賃銭割増のこと。これまで五カ年にわたり五割増のところ向後五カ年もこれまで通り五割増とする旨の奥書有り。

(7) 御触

天保七年三月。美濃路稲葉宿、困窮に付き人馬賃銭割増のこと。これまで五カ年にわたり四割五分増のところ向後五カ年もこれまで通り四割五分増とする旨の奥書有り。

(8) 御触

天保七年三月。秤座を認められている守随彦太郎の改において、手前勝手に秤を取り替えたり、掛目不同の秤もあることを厳しく禁ずる旨。

(9) 関三利達書

天保七年六月、禅林寺宛。右公儀よりの御触を支配下寺院に残らず相触れるべきこと。

(10) 副達

天保七年六月。関三箇寺鑑司より。下野国茂木能持院会下祖雄長老、常恒会の首座職の披露を聞き、落着状を差し与えるも立身せず出奔した件について、支配下寺院中に徘徊または所在を見聞すれば連絡すべき旨。

（以上資料解題 委員 松田陽志）

本誌掲載資料の閲覧等について

本誌および、『曹洞宗文化財調査目録解題集』に公表された資料の閲覧ならびに複製を希望する場合には、お問い合わせの上、所定の書式によって申請してください。

○お問い合わせ先

〒一五四―八五二五

東京都世田谷区駒沢一―二三―一

駒澤大学内

曹洞宗文化財調査委員会事務局宛

電話・FAX ○三一六四三二―一五一―